



三田市通讯中文版

三田市政府消息【6月】

三田市公共会堂中心 〒669-1528 三田市駅前町2-1 キッピール6階

电话：079-559-5023 / 传真：079-563-8001 / E-mail: machizukuri_u@city.sanda.lg.jp



新型コロナウイルス感染症傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われることにより、就労できない日が4日以上続いたことで、給与等を受けることができなかった人へ、傷病手当金の支給を行います。

关于发放新型冠状病毒肺炎伤病津贴

对由于感染或疑似感染新型冠状病毒肺炎而连续4天以上无法工作，因此没能领到工资等报酬的人发放伤病津贴。

対象 対象	市国保加入者、又は兵庫県後期高齢者医療制度加入者で、かつ被用者（給与等の受給者）で、新型コロナウイルス感染症に感染した人または感染が疑われることにより、就労できない日が4日以上続き、給与等の全部または一部を受けることができなかった人。（社会保険に加入の人は、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。） 市国保加入者或兵庫県后期高齢者医疗制度加入者并且是被雇用者（领取工资等的人）因被感染或疑似感染新型冠状病毒肺炎而连续4天以上无法工作，而没能领取到全部或部分工资等报酬的人。（若是社保加入者请向自己加入的健康保险工会问询。）
傷病手当金支給額 伤病津贴支付額	就労ができなくなった日から起算して4日目からの給与等に相当する額の2/3 例）日額5千円※で、12日間仕事を休んだ場合・・・5千円×（12日-3日）×2/3=3万円 ※給与等の日額は、直近の継続した3か月間の給与等合計額を就労日数で除して算出。 相当于自无法工作那天算起，从第四天以后的工资的2/3。 例）日薪5千日元※请假12天・・・5千日元×（12天-3天）×2/3=3万日元 ※工资等日薪是将最近连续3个月的工资等总额除以工作日数算出。
適用期間 适用期间	2020年1月1日から9月30日の間で就労できない期間 从2020年1月1日至9月30日之间的无法工作期间
申請書類 申请文件	市HPでダウンロードし郵送申請可。市国保医療課窓口にも設置あり。郵送希望対応可。 可从本市主页下载之后邮寄递交申请。在市国保医疗科窗口也可以拿到，可邮寄给需要的人。

【問合せ】国保医療課 (Kokuhoiryoka)

☎559-5049 FAX559-2636

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の免除・減額について

新型コロナウイルス感染症の影響により、対象世帯等には保険料（税）を軽減できる場合があります。該当すると思われる場合は下記に問い合わせ申請してください。

■免除・減額の対象となる保険料（税）

2020年2月1日から2021年3月31日までの間に納期限等が設定されているもの（2019年度・2020年度分）
2020年度保険料（税）の決定通知書は7月中旬に発送予定

■対象となる世帯（人）

新型コロナウイルス感染症やその影響により、次に該当する世帯（人）

【问询】国保医療科

☎ 079-559-5049 FAX 079-559-2636

关于免除或减额国民健康保险税和后期高齢者医疗保险费

由于受新型冠状病毒肺炎疫情影响，有可能为对象家庭等提供保险费（税）的减免。若认为自己符合对象条件请向下列单位问询并申请。

■免除或减额对象的保险费（税）

缴纳期限设定在从2020年2月1日至2021年3月31日之间的（2019年度和2020年度部分）

2020年度保险费（税）的决定通知书将在7月中旬邮寄。

■对象家庭（人）

因新型冠状病毒肺炎及受其影响而符合下列条件的家庭（人）

※登載的各种活动等項目，因天气或传染病等万不得已的理由，有可能中止或延期，敬请谅解。

请在本市网页或向负责单位问询确认。

(1) 全額免除 主たる生計維持者が亡くなるか重篤な状態になった場合
 (2) 減額 主たる生計維持者が次の①～③のすべてに該当する場合
 ① 事業収入、不動産収入、給与収入等のいずれかが前年よりも3割以上減少
 ② 前年の所得の総額が1,000万円以下
 ③ ①以外の前年の所得額が400万円以下
 ■申請＝上記に該当すると思われる場合、まずは国保医療課までお問い合わせください。詳しくは市ホームページに掲載しています。
 【問合せ】国保医療課 資格収納係 (Kokuhoiryoka sikakushunogakari) ☎559-5050、FAX559-2636


(1) 全額免除 家庭经济的主要维持者死亡或病危时
 (2) 減額 家庭经济的主要维持者符合下列①～③全部条件时
 ① 事业收入，房地产收入，工资收入等的其中一个比前一年减少3成以上
 ② 前一年的所得总额为1000万日元以下
 ③ ①以外的前一年所得额为400万日元以下
 ■申请＝若认为自己符合上述条件，首先请向国保医疗科询问。详情登载在本市主页。
 【询问】国保医疗科 资格收纳负责人
 ☎ 079-559-5050 FAX 079-559-2636

水道料金の免除について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による市民や民間事業所の皆さまの経済的負担を軽減するため、2020年7月検針分からの水道料金を4か月間免除します。

关于免除自来水费

为了减轻因受新型冠状病毒肺炎疫情扩大影响的市民或民间企业单位的经济负担，将免除自2020年7月份以后抄表的自来水费4个月。

<p>内容 内容</p>	<p>水道料金を全額免除します。※下水道使用料は免除の対象外です。自来水費全額免除。※下水道使用費是该免除对象之外。</p>
<p>実施期間 实施期间</p>	<p>2020年7月1日から10月31日までの検針分 ・奇数月検針：7月、9月検針分 ・偶数月検針：8月、10月検針分 自2020年7月1日至10月31日抄表部分 ・奇数月抄表：7月、9月抄表部分 ・偶数月抄表：8月、10月抄表部分</p>
<p>留意事項 Important notice</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金は2か月ごとの請求です。 水道契約者による免除申請はいりません。 「水道使用水量等のお知らせ(検針票)」には、免除前の料金が表示されていますが、請求は下水道使用料のみです。 納付書払いの場合は、下水道使用料のみの納付書を送付します。 自来水費是每两个月征收一次。 不需要由自来水用户申请免除。 在「自来水使用量等通知(抄表单)」上表示着免除前的费用，但实际只征收下水道使用费。 对用缴纳单支付的用户，将邮寄只写着下水道使用费的缴纳单。

【問い合わせ】水道お客さまセンター (Suidookyakusama center) ☎079-559-5157 Fax 079-559-6031

【询问】自来水客户中心
 ☎ 079-559-5050 FAX 079-559-2636

緊急小口資金(新型コロナウイルス特例貸付)について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、収入が減少し、緊急かつ一時的な生活の維持が困難となった場合に、必要な費用について少額の貸し付けを行います。
 ■対象者＝新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

关于紧急小额资金(新型冠状病毒肺炎特例贷款)

面向因受新型冠状病毒肺炎疫情影响而停业或失业，因此收入减少而生活紧迫暂时难以维持生计的人，将对其所需费用给予小额贷款。
 ■対象者＝由于受新型冠状病毒的影响，因停业等导致收入减少，需要紧急且用于暂时维持生计的贷款的家庭

灾害时的紧急信息避难信息等，向您的手机邮件提供及时正确的讯息。

在“兵庫防災网 (Hyogo Emergency net)”上赶快登记吧。http://bosai.net/e/

※未成年者は不可の場合あり

※借入できるのは世帯から1名のみで、生活保護受給中の世帯は貸付の対象となりません。

■貸付上限額=学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内、その他の場合10万円以内

措置期間 1年以内

償還期間 2年以内

貸付利子 無利子

【相談・申込窓口・問い合わせ】

三田市権利擁護・成年後見支援センター (Sandashikenriyogo seinenkokenshiencenter) (三田市社会福祉協議会) ☎550-9004

受付時間: 9時00分~17時00分 (土日祝日、年末年始を除く)

日本語での相談に不安のある場合は、通訳・翻訳制度をご利用ください。(https://www.city.sanda.lg.jp/machizukuri/tsuyakuhonyaku.html)



住居確保給付金の支給について

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、住宅費を支給するとともに就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

■支給額=下記の金額を上限として、収入に応じて調整された額を支給します。

32,300円(単身世帯)、39,000円(2人世帯)、42,000円(3人~5人世帯)

■支給期間=3ヶ月間(一定の条件により、3ヶ月間の延長及び再延長が可能となります。)

■支給方法=貸主又は貸主から委託を受けた事業者等へ直接支払われます。

■支給対象者

(1) 離職または廃業した日から2年を経過していない方

(2) 個人の都合によらないやむを得ない休業で収入が減少し、離職または廃業と同程度の状況にある方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、2020年4月20日から(2)も対象になりました。

【相談・申込窓口・問い合わせ】

三田市権利擁護・成年後見支援センター (三田市社会福祉協議会) (Sandashikenriyogo seinenkokenshien center) ☎550-9004

受付時間: 9時00分~17時30分 (土日祝日、年末年始を除く)

※未成人有可能不能贷款。

※能贷款的人每户家庭只限1人, 领取生活保障的家庭不会成为贷款对象。

■贷款上限额=若为学校等的休业、个人事业主等的特例, 为20万日元以内, 若为其他情况, 为10万日元以内

宽限期 1年以内

偿还期限 2年以内

贷款利息 无利息、

【咨询・申请窗口・问讯处】

三田市权利拥护・成人监护支援中心 (三田市社会福利协议会) ☎550-9004

受理时间: 9:00~17:00 (除外星期六, 星期日, 节假日)

如果对用日语咨询感到不安时, 请利用口译笔译等翻译服务。(https://www.city.sanda.lg.jp/machizukuri/tsuyakuhonyaku.html)



关于确保住房补贴金的支付

在离职者等有就业能力和就业意欲的人之中, 以失去住宅或有失去住宅危险的人为对象, 在支付住宅费的同时实施就业支援等, 并面向确保住宅及就业机会提供支援。

■支付金额... 下记金额为上限, 根据收入来调整支付金额。

32,300日元(单身家庭)、39,000日元(2人家庭)、42,000日元(3~5人家庭)

■支付期间... 3个月内(根据一定的条件, 可以延长3个月及再延长)

■支付方法... 直接支付给房东或房东委托的经营者等。

■支付对象

(1) 离职或从歇业日起未滿2年的人

(2) 不是由于个人原因而不得已停业导致的收入减少, 和离职或歇业同等程度状况的人

因新型冠状病毒肺炎的感染疫情扩大的影响, 令和2年4月20日起(2)也纳入对象范围

【咨询・申请窗口・问讯处】

三田市权利拥护・成人监护支援中心 (三田市社会福利协议会) ☎550-9004

受理时间: 9:00~17:00 (除外星期六, 星期日, 节假日)

※登載的各种活动等项目, 因天气或传染病等万不得已的理由, 有可能中止或延期, 敬请谅解。

请在本市网页或向负责单位问询确认。

日本語での相談に不安のある場合は、通訳・翻訳制度をご利用ください。(https://www.city.sanda.lg.jp/machizukuri/tsuyakuhonyaku.html)

如果对用日语咨询感到不安时，请利用口译笔译等翻译服务。(https://www.city.sanda.lg.jp/machizukuri/tsuyakuhonyaku.html)



乳幼児健診 6月

婴幼儿健康检查 6月

事業名 事业名称	実施日 实施日期	対象 对象	持ち物 携带物品
4か月児健診 4个月儿童健診	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、しばらくの間、中止させていただきます。 为了防止新型冠状病毒肺炎疫情扩大，暂时中止。	対象 对象	...zZ
9か月児健診(9～10か月児) 9个月儿童健診(9～10个月儿童)			
1歳6か月児健診 1岁6个月儿童健診			
3歳児健診 3岁儿童健診			

・代わりの日程などが決まり次第、再び個人へ案内を送付します。
 ・心配なことや悩み事などがありましたら、すくすく子育て課へお問い合わせください。保健師や栄養士が対応します。
 ・その他の母子保健事業、献血については、三田市ホームページに載せています。また、追加で実施されることがあります。
 ・今後の予定については、ホームページでご確認ください。(https://www.city.sanda.lg.jp/machizukuri/tsuyakuhonyaku.html)

- 一旦決定了替代的日程后，会再次向个人发送通知。
- 若有担心的事情和烦恼的话，请向健康育儿支援科询问。由保健师或营养师来应对。
- 有关其它母子保健事业、捐血，会登载在三田市网页。可能会再追加实施。
- 关于今后的计划，请查看本市主页。(https://www.city.sanda.lg.jp/machizukuri/tsuyakuhonyaku.html)

三田市の緊急対策 4か月児健診(個別健診)の実施

三田市的紧急对策 4个月儿童健康检查(个别健康检查)的实施

中止となった4か月児健康診査対象者には、保健センターでの集団健診の代わりに、医療機関での個別健診をご案内します。対象者には、個別に通知を送ります。詳しくは通知を確認してください。分からないことは下記までお問い合わせください。

对于被中止的4个月儿童健康检查的对象，将指导去医疗机构进行个别健康检查，代替在保健中心的集团健康检查。对于对象者发送个别通知。具体内容请确认通知。如有不明点，请与下列机构咨询。

【問合せ】すくすく子育て課 (Sukusukukosodateka) (三田市保健センター) (住所：川除675)

【问讯处】健康育儿支援科 (三田市保健中心) (住所：川除 675) ☎079-559-5701 Fax 079-559-5705

☎079-559-5701 Fax 079-559-5705



外国人住民のための「よろず相談窓口」

为外国人的「万事通咨询窗口」

日常生活でわからないことや困っていることなどの相談に、お気軽にご利用ください。

在日常生活当中遇到不知道的事或困难的时候，请随时来咨询。费用免费。对咨询内容严守秘密。

相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。

■日期与时间=每月第2个星期三和第4个星期六 10点30分~12点30分

■日時=毎月第2水曜日と第4土曜日

10時30分～12時30分

★6月は10日(水)、27日(土)です。

★6月份的咨询安排在10日(星期三)和27日(星期六)。

■場所=まちづくり協働センター(電話相談も可能。)

■地点=三田市公共会堂中心(同时接受电话咨询。)

■対応言語=日本語、中国語、英語

■可以利用翻译服务的语言=日文、中文、英文(如果希望利用其他语言翻译服务，请事先向下列单位问讯。)

(その他の言語は、事前に相談してください。)

【问讯处】国际交流广场

【問合せ】国際交流プラザ(Kokusaikoryu Plaza)

10点~17点 ☎ 079-559-5164 星期二休息

10時～17時 ☎ 079-559-5164 火曜日休

Email kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp

E-mail kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp



灾害时的紧急信息避难信息等，向您的手机邮件提供及时正确的讯息。

在“兵庫防災网(Hyogo Emergency net)”上赶快登记吧。http://bosai.net/e/

